

○財務省告示第百六十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十二年四月十五日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十二年五月十二日

財務大臣 菅 直人

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百九  
十一回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項  
三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。  
の適用を受けるものとし、その  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）の価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし  
、価格競争入札において募入  
の決定を受けた各申込みの応募  
価格を募入額により加重平均し  
て得られる価格をその発行価格  
とするものによる発行（以下「非  
競争入札発行」という。）及び価  
格競争入札と同時に行われる入  
札であつて、財務大臣が各国債

七  
払  
込  
金  
額

行争非者特国  
入価・別債  
札格第参市  
発競 I 加場

でた条特  
千利第別  
七付一会  
百国項計  
十債のに  
三に規関  
億つ定す  
円い  
て基法  
、づ律万  
額き第  
面発四  
金行十  
額し六

ハ  
口  
イ  
札非  
発競  
行争  
入

でた条特  
千利第別  
七付一会  
百国項計  
十債のに  
三に規関  
億つ定す  
円い  
て基法  
、づ律万  
額き第  
面発四  
金行十  
額し六

六  
イ  
発  
入価  
札格  
発競  
行争  
額

でた条特  
千利第別  
七付一会  
百国項計  
十債のに  
三に規関  
億つ定す  
円い  
て基法  
、づ律万  
額き第  
面発四  
金行十  
額し六

行争非者特国札非  
入価・別債発競  
札格第参市行争  
発競 I 加場入

込募各割各当も各  
み限度債市ての申  
の額市場る。らみ  
応募の場特。応のう  
額を囲別募額を価  
割内参加者案分  
りにおとに  
当いてとに  
る。各のよ  
。申応り

ハ  
口  
イ  
入価  
札格  
発競  
行争

も申  
か込  
らみ  
その  
うち  
応募  
額を  
順次  
割高  
り

五  
方募  
入  
法  
入  
決  
定  
の

非下額市  
価―を場  
格国定特  
競債め別  
争市る参  
入場も加  
札特の者  
発別に  
行参よ  
―加るに  
と者発  
い・行  
う第(限  
。I以度



